

子ども・子育て新システムに関する 考え方と課題について

～「現状維持」からより良い制度を目指して～

平成23年11月24日

公益社団法人 全国私立保育園連盟

はじめに

この度の東日本大震災は、未曾有の甚大な被害をもたらし、低成長経済下における日本はさらなる厳しい現実を突き付けられることとなった。しかしながら、何より、子どもたちの将来のため、ここから「再生と新たな創造」を果たさなければならない。そして、それは「子どもの最善の利益」を求めた歩みを一層強力に進めていく必要があるということに外ならない。

本連盟基本綱領の精神のもと、全国の組織並びに会員の結束を図り、民間事業の社会的使命と先駆性を発揮し、社会保障制度全体に「年金・医療・介護」とともに「子ども」を新たな柱として位置づけ、よりこの国全体の生活を安定させ堅固にすることが、将来への礎となる。「子どもの最善の利益」を最優先するナショナルミニマムを基本に据え、国・地方自治体の公的責任と役割のうえに、将来にわたり社会全体でわが国の子どもの育ちと子育てを支える新たな制度とそのための早期の財源制度の確立を求めていくことが肝要である。

先般、これまでの議論を経て、子ども・子育て新システム（以下、新システム）「中間とりまとめ」（平成23年7月29日 少子化社会対策会議）が決定した。同内容と骨格は、平成19年12月以降の少子化対策特別部会での議論を引き継いだものであり、ほぼ4年間にわたるこの間の検討に、当連盟では、代表者会議（第25回 平成20年5月29日以降第37回 平成23年9月28日）、理事会（第145回 平成20年2月28日以降第156回 平成23年11月24日）での意見交換、協議を重ね、定期総会（平成21年度第45回～平成23年度第49回）における決議を経て、組織を挙げて現行制度より良い制度にするため、検討に参画を行ってきた。

この間、上記の機関決定の下、全国私立保育園研究大会（第51回山形大会以降第54回兵庫大会）でのアピールをはじめ幾度の決議を重ねてきた。同時に、少子化対策特別部会から新システムワーキング・チーム（以下、WT）に至り、その都度構成員として数多くの意見書を提示し、将来に向けた新しい仕組みのあり方について、公式の場において忌憚のない意見、考え方を述べ、協議の場に積極的な参画を続けてきた。

以上の経過に鑑み、本連盟として「中間とりまとめ」を踏まえ、新システムとして目指すために必要な考え方と課題についてとりまとめる。

1 子ども・子育て新システムに対する現時点での評価について

新システム「中間とりまとめ」では、今後検討が必要な課題も多く残され、現在は法案提出に向け、基本制度WTを中心に検討が進められている。さらに詳細な事項については、以降も各テーマについて検討が続けられる必要があると考えられる。

一方で、上記に触れたこれまでの議論の「到達点」としてこの度の「中間とりまとめ」については、とくに以下の点について評価する。

○これまでの「保育に欠ける」対象から「すべての子どもに良質な育成環境を保障する」とした子ども・子育て新システム基本制度案要綱並びに児童福祉法の理念に基づいていること。

- 「3歳児を中心とした配置基準の改善」等、質の高い学校教育・保育の実現が謳われていること。
- さらに質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込むとともに、そのための財源確保を社会保障と税の一体改革により行い、さらに社会全体の理解と協力を得ながらその負担をしていただくことを明示していること。
- すべての子どもに、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を保障する公定価格を明記したこと。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）により、子どもの施策に特定した財源を確保する考え方であること。
- 社会的構成員の協力と参画を基本とした子ども・子育て会議（仮称）の国や地方における設置により、各種支援の計画性や透明性を確保する考え方であること。
- 国・都道府県等と連携し、市町村の権限と責務が明記されていること。
- 0歳から就学前までの、子どもの「発達や学びの連続性」に基づき、総合施設保育要領（仮称）等が検討されていること。
- 利用者負担についての軽減が検討されていること。

2 子ども・子育て新システムの具体化に向けた考え方と今後の課題について

上記の現時点での到達点としての新システム検討内容の評価を踏まえ、本連盟としてとくに重要と考えられる事項について以下に挙げるものとする。なお、下記に挙げる課題については、その実現のため、以降も引き続き組織を挙げて関係方面に理解・協力を要請していくとともに、会員各位において新システムの意義等について更なる理解が浸透するよう、より一層の努力を続ける。

- 「すべての子どもに良質な育成環境を保障する」子ども・子育て基本制度案要綱の理念を高く評価し賛同するとともに、その理念を曲げることなく実行に移行する必要がある。
- 新システムは保育の質の向上につながるものであることが重要であり、その法制度による本格実施は、社会全体の理解を得ながら将来に向けた子どもに特定した財源の確保を行う必要がある。
- 総合施設（仮称）における乳幼児の発達の支援は3歳で分断することなく、発達や学びの連続性を確保した仕組みを実現することが必要である。また、応諾義務を課し、児童福祉のセーフティーネットとしての機能を確立した制度とする必要がある。併せて、利用者負担については現行の4割負担から軽減がなされることが重要である。
- 新システムの担い手は、投資や利益の増減に影響を受けない非営利法人を最優先して、万一、その不足を補う役割として多様な経営主体の参入を認める場合は、運営費の透明性の確保や撤退・用途制限を確保すること。指定をする際は、必ず当事者と市町村の意見を参考にすること等の仕組みとしていく必要がある。
- 基礎自治体の裁量性の確保については、地方版子ども・子育て会議（ステークホルダー）の設置を義務化し、計画策定、実施、評価、見直し（PDCA）により、透明性を確保する等の仕組みとする必要がある。
- 一般財源化された公立保育所についても、利用者主体の立場から等しく利用できる必要があることから、新システムの中に移行し位置づけるとともに、地方交付税に算定されている費用の透明化を図る必要がある。

◇なお、上記の「子ども・子育て新システムに関する考え方と課題について」は、2011年12月6日開催の基本制度 WT 第17回会合において、参考資料として配布されました。